

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	エネルギーの使用の合理化に関する法律
根拠条項	第75条第4項
処分の概要	省エネ措置が著しく不十分な場合の命令
法令の定め	4 所管行政庁は、第2項に規定する指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、建築物に関し学識経験を有する者の意見を聴いて、当該指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号:011-204-5578) 各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
問い合わせ先	同上
備考	